

おおいた優良産廃処理業者評価制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「おおいた優良産廃処理業者評価制度」の実施のために必要な事項を定め、認定基準に適合した処理業者を認定することにより、処理業者のレベルアップを図り、さらに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)（以下「法」という。）に基づく優良産廃処理業者認定制度の優良認定業者へステップアップすることを目的とする。また、排出事業者からより優良な処理業者へ産業廃棄物の処理委託が進むことにより、適正処理が推進されることを期待するものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) 第2条に規定する産業廃棄物及び第2条の4に規定する特別管理産業廃棄物をいう。

(2) 産業廃棄物処分業者

法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項、法第14条の5第1項の規定による大分県知事（以下「知事」という。）の許可を受けている者をいう。

(3) 特定不利益処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分をいう。

(認定)

第3条 知事は、申請に基づき審査し、別表1に定める基準に適合すると認められる産業廃棄物処分業者を、申請に基づき審査し、おおいた優良産廃処理業者（以下「認定業者」という。）として認定する。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、産業廃棄物処分業者として、5年以上の業務実績のある者とし、別に定める申請書等により知事に申請する。
- 3 第1項の認定を行った場合は、おおいた優良産廃処理業者認定証(以下「認定証」という。)を交付する。
- 4 認定業者は、本制度の目的を理解し、産業廃棄物の適正処理に一層取り組む等研鑽に努める。

- 5 第1項の規定による認定の有効期間は、法第14条第6項又は法第14条の4第6項の許可の有効期間とする。ただし、許可の更新申請に併せて申請を行う場合は、当該更新許可後の有効期間とする。
- 6 第1項の規定による認定は、前項の期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 7 前項の更新の申請があった場合において、第5項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 8 第2項の規定による申請に係る手数料は、徴収しない。

（認定マーク）

第4条 知事は、認定業者を広く県民及び排出事業者へ周知するために、認定マークを定める。

- 2 認定業者は、前項の認定マークを使用することができる。
- 3 認定業者以外の者は、認定マーク又はこれと紛らわしい表示を使用してはならない。

（変更届）

第5条 認定業者は、申請書の記載事項のうち次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から10日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

- （1）住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
- （2）氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- （3）事業所の所在地
- （4）公開情報を閲覧できるホームページアドレス
- （5）別表1に規定する認定基準への適合状況

（認定の取消等）

第6条 知事は、認定業者が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、直ちに認定を取り消さなければならない。

- （1）特定不利益処分を受けた場合
- （2）偽りその他不正の手段により認定を受けた場合

2 知事は、認定業者が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、認定の取消を行うことができる。

- （1）第3条第1項の基準に適合しなくなった場合（前項第1号の場合を除

く。)

(2) 正当な理由なく第5条の届出をしなかった場合

(3) その他認定業者としてふさわしくないと認められる場合

3 知事は、認定業者が第2項各号に該当するもののうち、その内容が軽微である場合、又は役員等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合は、期限を定めて認定の効力を停止させることができる。

4 第1項又は第2項第3号により認定を取り消された産業廃棄物処分業者は、取り消された日から起算して5年間は、第3条第1項の認定に係る申請を行うことができないものとする。

(公表)

第7条 知事は、第3条第1項の規定により認定を行った場合は、速やかに当該産業廃棄物処分業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）等、別に定める項目について、県のホームページその他の方法により公表するものとする。

2 知事は、前条第1項及び第2項の規定により認定の取消を行った場合は、速やかに当該産業廃棄物処分業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）等を、県のホームページその他の方法により公表するものとする。

3 知事は、前条第4項の規定により認定の効力を停止した場合は、速やかに当該産業廃棄物処分業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）等を、県のホームページその他の方法により公表するものとする。

(報告)

第8条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定業者又は認定を受けようとする者に対し、別表1に規定する認定基準への適合状況等について報告を求めることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

評価項目	認定基準
1. 実績と遵法性	5年以上の業務実績があり、過去5年にわたり特定不利益処分(注1)を受けていないこと
2. 事業の透明性	<p>次の事項についてインターネットによる公開をしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社情報等(基礎情報) ・事業計画の概要 ・許可証の写し ・施設に関する事項 ・事業所ごとの処理工程図 ・直前3年間の受入量・処分量・中間処理後の処分量 ・直前3年間の維持管理状況(対象施設のみ) ・直前3年間の熱回収実績(対象施設のみ) ・処理料金の提示方法 ・組織・人員に関する事項 ・事業場の公開の有無・公開頻度
3. 環境配慮等の取組 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> (1) ISO14001、エコアクション21等の認証を受けていること (2) エコおおいた推進事業所登録制度の登録を受けていること (3) 従業員への研修・教育に取り組んでいること (4) 作業マニュアル、施設のチェック表が整備されていること (5) 地域住民と良好な関係を構築することに努めていること (6) 環境保全に関するボランティア活動に取り組んでいること (7) 環境カウンセラー、公害防止管理者等の環境保全技術に関する有資格者がいること (8) 一般社団法人大分県産業資源循環協会又は、大分県環境保全協議会に加入していること (9) 大分県リサイクル製品認定制度の認定を受けていること (10) 県内の平均的な産業廃棄物処理施設以上の環境保全措置を講じていること (11) 低公害型建設機械を導入していること (12) 災害廃棄物処理に協力できること
4. 電子マニフェスト	電子マニフェストに対応していること
5. 財務体質の健全性	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること (2) 次のア又はイのいずれかの基準に該当すること <ul style="list-style-type: none"> ア 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること イ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること (3) 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと (4) 特定廃棄物最終処分場(注3)について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

(注1) 特定不利益処分とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号に規定するもの。

(注2) 環境配慮等の取組については、(1)又は、(2)から(12)までの項目のうち5以上満たしていること。

(注3) 特定廃棄物最終処分場とは、廃棄物処理法第15条の2の4において準用する同法第8条の5第1項に規定するもの。